

藤沢市横断幕設置道路占用許可基準要綱【運用・解説】

この要綱は、藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を次のとおり設けるものとする。

【解説】

藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を設けるものである。

（1）占用主体（申請者）

- ア 国又は地方公共団体
- イ 国又は地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会及び実行委員会等
- ウ 国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体
- エ 公共的団体及び藤沢市内に存する学校等

【解説】

占用主体（申請者）とは、国又は地方公共団体、国又は地方公共団体を含む協議会、実行委員会、国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体、学校等の公共性・公益性のある団体とする。

（2）占用場所

横断幕の設置場所は、道路管理者（藤沢市）が指定した場所に限り設置することができるものとする。

【解説】

横断幕の設置場所は、藤沢駅南口18箇所、辻堂駅北口2箇所とする。
別図1及び別図2参照。

※藤沢駅南口については、過去に小田急用地、JR用地、江ノ電用地のデッキ上に、誤って占用許可を出していた経緯があるため、藤沢市用地のデッキ上のみ許可するよう注意すること。

（3）構造

- ア 横断幕には、管理者名を表示しなければならない。
- イ 幕の縦長については、1メートル以内、横長については、10メートル以内とする。
- ウ 特別景観形成地区内及び景観形成地区内に掲出する場合は、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。
- エ 風雨等により落下しないように堅固に取り付けること。又、常時管理、監視できる体制にし、不備又は瑕疵があれば速やかに修理すること。

【解説】

ア及びエについては、風雨、台風等悪天候の際、脱落、落下等した際、

占用主体（申請者）に速やかに連絡できるよう、必ず占用主体（申請者）を表示すること。

イについては、デッキの縦長は1メートル、横長は10メートルのため、その範囲内を設置可能寸法とする。

ウについては、辻堂駅北口は、湘南C-X特別景観形成地区内のため、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。また、特別な事情により、(2)以外の場所に横断幕を設置する場合においても、特別景観形成地区内及び景観形成地区内の場合は、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。

(4) その他

ア 設置の事前相談については、3ヶ月前からとする。

イ 占用期間については、最長で2ヶ月とする。また、年度をまたぐ場合は年度ごとに申請するものとする。

ウ 申請に際しては、国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体であることがわかる書類を添付すること。

エ 申請できる設置場所の数については、申請者につき、藤沢駅南口デッキは2箇所、辻堂駅北口は1箇所とし、最大3箇所とする。

オ 上記以外の懸案事項については、別途協議するものとする。

【解説】

アについては、設置箇所の空き状況確認及び設置箇所の検討、申請書類の準備、許可までの期間等に要する時間を考慮し、3ヶ月前からとする。
※これまで半年前や1年前等から先着順とした予約がなされ、公平性に欠けていたため、具体的な期間を明記することで、公平性を保つこととする。

イ及びエについては、より多くの設置希望者が利用できるよう公平性を保つため、占用期間は最長で2ヶ月（周知に1ヶ月、イベント期間1ヶ月）とし、申請できる箇所は藤沢駅南口デッキ18箇所のうち2箇所、辻堂駅北口2箇所のうち1箇所とし、最大3箇所とする。

ウについては、国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体であることがわかる後援名義等の書類を、必ず添付すること。

オについては、ア～エ以外の懸案事項があった場合は、協議の上許可するものとする。